

県内発生早期

【状態】

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

【目的】

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者への適切な医療の提供に協力する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
- 4) 国内外の発生に関する情報を収集し、市民等に対し的確な情報提供を行う。

【対策の考え方】

- 1) 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴って、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 県内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、県と連携し、国内外の情報を収集し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保への協力、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

【基本的対処方針等の決定】

- ・必要に応じて市対策推進会議を開催して、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・市対策本部会議を開催し、国の基本的対処方針に基づき、対応方針について協議・決定する。
- ・国が病原性の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。
- ・業務継続計画により業務を遂行し、市民への行政サービスの低下を最小限とする。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

政府が、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」をした場合、直ちに、市対策本部を設置する（特措法第34条第1項）。

【情報収集】

- ・引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況や、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、情報を収集する。

【情報提供】

- ・市民等に対して、海外の発生状況、現在の対策等について、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、市のホームページなど複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、情報の届きにくい人（外国人、障がい者等）にも配慮しながら、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。
- ・市内の発生状況を公表する際には、患者の個人が特定されないよう配慮するとともに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、風評被害が生じないよう冷静な対応を市民に呼びかける。
- ・特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。
- ・学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ・引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや、関係機関から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、県へ報告し、市民の不安を解消するために次の情報提供に反映する。

【情報共有】

- ・引き続き、県、関係機関等とメール等を活用し、適宜適切な情報共有を行う。

【体制整備等】

- ・国が示すQ&A改訂版等を活用し、相談窓口の体制を充実・強化する。
- ・電話相談の対応時間を拡大するなど、相談体制の強化を図る。

(3) 予防・まん延防止

県内発生早期

【個人地域レベルでのまん延防止対策強化】

- ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。
- ・事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。
- ・公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう依頼する。
- ・関係機関を通じ、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう依頼する。

【渡航に関する注意喚起】

- ・引き続き、県と連携して、新型インフルエンザ等について、外務省等が発出する不要不急の渡航延期や退避の可能性の検討等に関する感染症危機情報等を引き続き市民に周知する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合、県が基本的対処方針に基づき必要に応じ、以下の措置を講じる。

（外出自粛等の要請）

- ・県が、特措法第45条第1項に基づき、市民に対して、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定め、生活の維持に必要な場合を除いてみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請することに適宜協力する。

（施設の使用制限等の要請等）

- ・県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行うことに適宜協力する。
- ・県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うことに適宜協力する。

(4) 予防接種

県内発生早期

【予防接種】

- ・ 県内未発生期からの対策を継続する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

県内発生早期

【地域医療体制の整備への協力】

- ・ 引き続き、県等からの要請に応じ、各種対策等に適宜協力する。

【帰国者・接触者相談センター】

- ・ 引き続き、県に帰国者・接触者相談センターが設置されることから、発生国からの帰国者で、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(6) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

県内発生早期

【事業者の対応】

- ・ 引き続き、関係事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策の徹底を要請する。

【市民・事業者への呼びかけ】

- ・ 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・ 県では、国が事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取り組みに適宜協力する。

【遺体の火葬・安置】

- ・ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬ができるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

【要援護者への生活支援】

- ・ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関へ

の移送)を行う。

- ・ 県内感染期における、高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、世帯把握とともに支援に備える。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

本県が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

（水の安定供給）

- ・ 業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（特措法第52条第2項）。

（サービス水準に係る市民への呼びかけ）

- ・ 事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

（生活関連物資等の価格の安定等）

- ・ 県と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

（生活相談窓口の充実）

- ・ 必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。